

# 禍根を残した 戦後国際体制



1919年  
1930年代

第一次世界大戦後、  
ヴェルサイユ体制が確立したが、  
植民地の独立要求などは  
宗主国から無視された。

## ウィルソンの思惑に反した ヴェルサイユ体制

第一次世界大戦後の混乱を收拾するため、1919年1月からは連合国によるパリ講和会議が開かれた。アメリカのウィルソン大統領は、秘密外交の廃止や軍備縮小、民族自決、国際連盟の設立などを唱えた「14か条の平和原則」を講和の基礎にしようとしたが、ドイツへの報復を主張する英・仏に阻まれ、国際連盟の設立以外はほとんど実現されなかった。

19年6月に成立したヴェルサイユ条約では、ドイツは全植民地を失ったほか、軍備の制限や1320億金マルクという巨額の賠償金を課せられるなど、きびしい条件を強いられ、のちに恨みを残すこととなった。ドイツ以外の同盟国も、それぞれ個別に連合国と講和条約を結び、ヴェルサイユ体制とよばれる戦後国際体制が確立した。

## 裏切られた民族自決と 東欧国家の誕生

パリ講和会議には、自分たちの民族自決の要求が実現することを期待して、植民地の住民たちも注目した。しかし、列強は植民地の独立要求を無視。ドイツの旧植民地やオスマン帝国の領土などは国際連盟の委任統治として戦勝国の間で分

配された。

独立要求を無視された植民地では、朝鮮半島での三・一運動や中国での五・四運動、エジプトで起きたワフド党による反英運動やインドのガンディーによる非暴力抵抗運動など、各地で民族主義運動（P130参照）が起った。

しかし結局、民族自決の原則が適用されたのは、ドイツ、オーストリア、ロシアの崩壊により誕生した、ポーランド、チェコスロバキア、バルト三国、ユーゴスラビアなどの東欧諸国に限られた。だが、もともと民族分布が複雑だった東欧地域において、民族自決を貫いた国民国家の形成は困難を極め、新しく誕生したこれらの国々も国内に少数民族を抱え、紛争がくり返されることとなった。

## ナチス台頭の遠因 ドイツの過酷な賠償金

ヴェルサイユ条約で過酷な賠償金を課せられたドイツは、経済破綻と天文学的なインフレに見舞われ、国民の間にヴェルサイユ体制への不満と連合国への恨みの感情が高まっていた。ヒトラー率いるナチスは、ヴェルサイユ体制打破を掲げて国民の不满に直接訴えかけ、急速に勢力を拡大させていった。

### 第一次世界大戦直後のヨーロッパ

